

山火事予防対策の取り組み

年間を通じて防止運動を実施していますが、特に4月10日から6月10日までを「山火事防止運動強調期間」として様々な取組を実施しています。

(1) 青森県山火事防止対策協議会中南支部の開催

中南管内の森林資源の保護を図るため、山火事防止の普及とその徹底を図り、これを効果的に推進することを目的に協議会を開催しています。

(2) 山火事防止宣伝パレードの実施

山火事に対する県民の関心を喚起し、山火事発生を未然に防ぎ森林資源の維持及び増強を図るため、関係機関と協同してパレードを実施しています。

(3) 巡視活動の実施

県が委嘱している森林火災予防巡視員により、入山者への火気取扱い指導、山火事の発生予防・早期発見のための巡視活動を実施しています。

(4) 山火事予防運動の広報・普及啓発活動

(財)日本森林林業振興会が主催する「山火事予防のポスター用原画及び標語の募集事業」に協力し、管内中・高校生を対象に募集を呼び掛けています。

(5) 山火事予防用広報物品の配布

地域住民に対し山火事予防の注意を喚起すべく、山火事予防用ポスター及びステッカーを市町村、消防署、学校等に配布しています。

(6) 看板、横断幕等の設置

県弘前合同庁舎の来庁者に対し、山火事予防の普及啓発を図るため、庁舎敷地内に「山火事防止」の立看板、横断幕及びのぼり旗を設置しています。

(7) 山火事予防消防機材の貸付

山火事の予防及び初期消火を目的として、市町村、消防署に対し機材の無償貸付をしています。